

第226回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年10月20日（木）10：05～10：20
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明・

平成23年10月20日午前8時現在、最小値が下郷町、只見町役場の $0.06\mu\text{Sv/h}$ 、最大値が飯舘村長泥コミュニティセンターの $8.22\mu\text{Sv/h}$ となっており、概ね横ばい又は減少傾向を示している。

（2）仮設住宅入居者（主たる生計維持者）の就労意向について

商工労働部長：別紙資料により説明

9月に絆づくり事業を活用して、仮設住宅入居者の就労意向調査を面談形式で実施。

その結果を今後の雇用対策に活用したい。詳細な結果は、県のホームページにも掲載しているので、各部局でも活用願いたい。

1番は、主たる生計維持者は65歳以上の方が約4割を占めている。

2番～4番は、65歳未満の方の調査内容で

2番は、震災前働いていた人が88%で、震災後働いている人は48%で約半数となっている。

3番は、52%の震災後働いていない方のうち、就労希望有りが63%、希望なしが37%で6対4の割合となっている。

就労希望者が重視しているのは、通勤距離・時間が39%、職種（職務内容）が30%
就労希望者の雇用保険の受給者は約4割、2番の52%の今働いていない方の37%が受給している。

各居住地別の集計を見ると、相馬市、南相馬市と双葉郡の方の状況はそれぞれ異なっており、仮設住宅ごとに事情が異なることが認められるので、今後、市町村とよく協議し、収入と生きがいがいづくりも掘め雇用対策を実施する必要がある。

副知事

1番では、60歳以上が56%で、半分以上が60歳以上と高齢の方が多いことが認められる。

働いている人といない人の割合からは、震災後は、主たる生計者のうち約半数が働いていないこと、働いていない人の約6割は就労を希望しており、就労に当たっては通勤距離・時間を重視し、職種的には流通サービス業、建設業、製造業、雇用形態では正規雇用を希望するという実態が明らかになっており、各部局ともそれぞれアンケートを詳細に分析し、施策に反映すること。

農業については、この中では読み取れないのでさらに調査分析する必要がある。

このアンケートの回収率は。

商工労働部長

回収率は66%で約7割 約1万人にアンケートを実施し、未回答者は訪問した際に不在だったことによる。

(3) 前橋市による福島県産品販売店の開設について

観光交流局長：別紙資料により説明

福島県応援事業として、避難者の交流拠点としての機能を併せ持つ、福島県産品販売店「ふくしまや」が群馬県前橋市に11月3日から開設される。

群馬県では約2,000人、前橋市だけでも250人が避難しており、避難者同士又は市民の方との交流の拠点として、また、福島県産品を販売して県内企業の経済活動を応援するという点でも期待される事業となっている。

副知事

前橋市長が来福された際には、希望者があればこの「ふくしまや」で避難者の方の雇用も検討しているとの話があった。

副知事

原子力損害賠償について、本日紛争審査会が開催される。自主避難とそれに伴う精神的損害の関係のヒアリングが行われ、福島市長や弁護士会の代表の方が意見陳述される。本日はヒアリングであり、自主避難についての方向が示されるわけではないが、引き続き、県や県民の方の意向がしっかり反映されるよう担当部局は対応すること。

次に、原子力損害賠償請求のサポートについて、10月17日の復興再生協議会の場で、知事から平野大臣に被災者に寄り添った体制の構築を要望しており、国でも原子力損害賠償支援機構を中心に、より充実した相談体制を作るという方針が示されている。

県としても相談体制を確立するため追加の措置を講じているが、これに止まらず、損害賠償に関する相談・要望・疑問を被災者から広く聞き取り、県がそれを集約・調

整し、集約したものを東京電力にぶつけ、その結果を得る、あるいは公表するという仕組みを強化する必要があるので、その体制について早急に検討すること。

また、双葉8町村については、いわき市に様々な機能を強化する動きが出てきているので、受け入れ先であるいわき市と連携が取れるよう、県としても連絡調整についてはしっかりと対応すること。

※ 次回は来週10月24日（月）午前10時30分から開催する。

第227回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年10月24日（月）10：42～11：10
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）台風15号による農林水産業関係被害【確定報】について

農林水産部長：別紙資料により説明

台風15号の被害総額は、農林水産業関係で42億円余となっており、10月3日の第1報より15億円程度増加している。方部別の状況について、県南地区が約19億6千万円、県中地区が17億円、この地区の被害額が36億6千万円となり、全体の87%となっている。

農業関係では2億円、水産関係で5百万円、農地等では被害が増えており、水路、頭首工の護岸施設の損壊、湛水防除施設の冠水等で被害が増えている。田・畑と合わせ、農地等の被害額は29億円程度となっている。林業関係では、林道で43路線が通行止めとなっており、うち生活路線となっている郡山市の1箇所、南相馬市の3箇所、鮫川村の1箇所についてはいずれも迂回路等が確保されており、支障は生じていない。被害額は、3億2千万程度である。治山関係では、沢の浸食等による被害により47箇所、7億3千万程度の被害、総額42億円余の被害となっている。

農業関係で2億円を超える被害があったことから、農業災害の補助要綱を適用し、農家に対する肥料や農薬の購入等を考えており、現在、関係市町村と調整を図っているところである。

（2）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

平成23年10月24日午前8時現在、最小値が下郷町役場他の $0.06\mu\text{Sv/h}$ 、最大値が飯舘村長泥コミュニティセンターの $7.97\mu\text{Sv/h}$ となっており、概ね横ばい又は減少傾向を示している。

（3）ワンストップ相談窓口 週報について

オフサイトセンター事務局：別紙資料により説明

先週10月22日までの実績で681件である。

主な問い合わせ内容は、個人で食品などの検査が出来るような施設を、県に設置

できないか、県民健康管理に関する問い合わせも多数。除染に協力したい企業・個人からの問い合わせが数件。ＥＰＺに関する質問、食品についてもストロンチウム、プルトニウムの検査を実施してほしいとの問い合わせがあった。

(4)「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

先週の相談件数が119件、モニタリング関係で野菜・果樹・米のモニタリング相談が60件で、全体の約半分と多い。その他、稲ワラ堆肥等への問い合わせ、損害賠償に関する問い合わせが多い。

(5)「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」利用状況について

原子力損害対策担当理事：別紙資料により説明

先週の相談件数が212件、若干減ってきてはいるが、依然相談件数は多い。どこに相談に行けばいいのかという問い合わせが多く、相談場所を紹介している。精神的損害が半年後に半分になる問題、自主避難についての相談・要望が多い。モニタリング関係で野菜・果樹・米のモニタリング相談が60件で、全体の約半分と多い。その他、稲ワラ堆肥等への問い合わせ、損害賠償に関する問い合わせが多い。

(6) 経営・金融・労働の相談状況について

商工労働部長：別紙資料により説明

先週の相談件数が22件、県内の個人の方が多い。金融関係では、制度資金に関する融資要件等、労働では震災の影響による賃金の切り下げ等、就職については富岡町から郡山市へ避難した自営業の方が経営を再開したいが、それまでの間の就職・職業訓練についての相談があった。

(7)「除染専門ボランティア派遣制度の創設」について

生活環境部長：別紙資料により説明

局所的除染を行う際、現場でのアドバイスをいただく専門家を派遣する制度である。県の除染アドバイザーである田中俊一先生が中心となり、現在約100名程度のＪＡＥＡや学識経験者のＯＢの方々が登録している。この方々に現場に出向いてもらい、除染作業するに当たってのアドバイスをしてもらう制度である。

現在、人材派遣制度として計画しているのは、①市町村における除染計画の策定や住民説明会での専門家の派遣、②今回のような現場における助言アドバイスをってもらう専門ボランティアの派遣、③実際作業してもらう一般ボランティアの派遣この3つについて検討しているが、今回はまず専門ボランティアの派遣を先行して実

施し、効率的・効果的に除染活動に役立ててもらいたい。

知事

県内の市町村長と意見交換をやってきたが、やはり除染の話が多い。この制度は、県民の安全・安心に繋がっていくので、しっかり対応して欲しい。

松本副知事

3種類の派遣制度として②のようなボランティアの派遣制度を創設したが、他の2つについても、国等と調整しながら速やかな構築をお願いする。

(8) 東京電力の損害賠償手続きに関する支援体制について

原子力損害対策担当理事：別紙資料により説明

相談窓口や電話等により個人・事業者から意見・要望を聞き、これらを東京電力に具体的に協議や申し入れを行い、改善を促してきた。これにより、改善された例も多々あるが、国の原子力損害賠償支援機構でも巡回相談を実施することを契機に、国、原子力損害対策協議会、原子力損害賠償支援機構の3者で原子力損害賠償連絡会議をつくり、意見・要望を一本化し、これを窓口で東京電力と具体的な協議・調整を実施するものである。東京電力との協議結果等については、公表していく予定である。

松本副知事

この窓口について、有効的な活用をよろしくお願いしたい。

知事

先週平野復興大臣が話した内容との関連性は。

原子力対策担当理事

原子力損害賠償支援機構で巡回法律相談として、10月31日より実施することとなった。1チーム5人、20チーム計100人体制で実施するとのこと。県も既に実施しており、調整しながら漏れなく巡回していきたいと考えている。

松本副知事

相談窓口がいくつかあるが、この連絡会議で調整し、論点を整理して、東京電力と協議することとなろうかと思う。

(9) 住宅対策に係る電話相談窓口の対応日時等の変更について

土木部技監：別紙資料により説明

応急仮設住宅や借り上げ住宅への入居が進み、相談件数が減少しており、土日祝日は数件の問い合わせしかないことから、11月1日から平日のみとしたい。

松本副知事

いろいろな機会に意見を聞くのだが、来年の農作物の作付け方針について相談があったので、農林水産部の方で対応をお願いしたい。

今週、観光関係のキャンペーンがあるが、合わせて県産物の販売拡大、風評被害の払拭を相乗的にやっていかねばならない。部局連携で取り組みをお願いしたい。関係する都道府県においても、協力をお願いしたい。

知事

今回で227回目となるが、連日ご苦勞様である。

市町村長とは何回も懇談しているが、会津の市町村では風評被害が払拭出来ないという話が多く、応援に来ていただいている都道府県、政府の皆さんにはイベント等様々な協力をいただいているが、それでもなかなか払拭出来ない状況である。細野大臣からも、風評被害払拭に力を入れるというような話もあり、今後ともよろしく願いしたい。

会津での豪雨災害に対してだが、雪が降る前に国・県二人三脚で対応をよろしくお願いしたい。

除染についてだが、市町村長との意見交換では、隣の町が除染すれば我が町も除染しなければいけないという話があった。除染について、しっかり対応するような体制も整ってきたので、市町村長の意見にも対応できるかと思う。

東京電力への不満がたくさん聞かれ、東京電力自ら除染すべきというような意見もある。

今週もしっかり対応してほしい。

※ 次回は来週10月27日（木）午前10時から開催する。